

## 市場監督管理行政処罰手続規定

(2018年12月21日国家市場監督管理総局令第2号公布、2021年7月2日国家市場監督管理総局令第42号「国家市場監督管理総局〈市場監督管理行政処罰手続暫定規定〉等二部規則の改正に関する決定」により修正)

### 第一章 総則

**第一条** 市場監督管理行政処罰手続を規範化し、市場監督管理部門の法に基づく行政処罰の実施を徹底し、自然人、法人及びその他の組織の合法的權益を保護するため、「中華人民共和国行政処罰法」「中華人民共和国強制法」等の法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。

**第二条** 市場監督管理部門は、行政処罰を実施する場合、本規定を適用する。

**第三条** 市場監督管理部門は、行政処罰を実施する場合、公正、公開の原則に従い、処罰と教育の結合を堅持し、事実が明確で、証拠が確実で、適用根拠が正確で、手続が合法で、処罰が適切でなければならない。

**第四条** 市場監督管理部門は、行政処罰の実施にあたり、忌避制度を実行する。事案処理に関与する関係者が事案と直接の利害關係を有し、又は公正な法執行に影響を及ぼすおそれのあるその他の關係がある場合は、忌避されなければならない。

市場監督管理部門の主要責任者の忌避は、市場監督管理部門の責任者が集団で討論して決定する。市場監督管理部門のその他の責任者の忌避は、市場監督管理部門の主要責任者が決定する。その他の關係者の忌避は、市場監督管理部門の責任者が決定する。

忌避決定が下されるまでは、事案の調査を中止しない。

**第五条** 市場監督管理部門及び事案処理に関与する関係者は、行政処罰の実施過程で知り得た国家秘密、營業秘密及び個人のプライバシーについて、法により秘密を保持しなければならない。

**第六条** 上級の市場監督管理部門は、下級の市場監督管理部門に対して行政処罰を実施する場合、監督を強化しなければならない。

各級の市場監督管理部門は、自部門内に設置した機関及びその出先機関、委託を受けた組織に対して行政処罰を実施する場合、監督を強化しなければならない。

### 第二章 管轄

**第七条** 行政処罰は、違法行為が発生した県級以上の市場監督管理部門が管轄する。法律、行政法規、部門規則に別途規定がある場合はその規定に従う。

**第八条** 県級、区を設けた市級の市場監督管理部門は、職権により自管轄区内で発生した行政処罰事案を管轄する。法律、法規、規則に省級以上の市場監督管理部門が管轄する旨の規定がある場合は、その規定に従う。

**第九条** 市場監督管理部門の出先機関は、自部門が確定した権限の範囲内において、自部門の名義で行政処罰を実施する。法律、法規の授権により出先機関の名義で行政処罰を実施する場合を除く。

県級以上の市場監督管理部門は、法定権限内で「中華人民共和国行政処罰法」に定める条件に適合する組織に行政処罰の実施を書面により委託することができる。委託を受けた組織は委託の範囲内において、委託行政機関の名義で行政処罰を実施する。他のいかなる組織又は個人にも行政処罰の実施を再委託してはならない。

委任状には、委任の具体的事項、権限、期間等の内容を明記しなければならない。委託行政機関と受託組織は、委任状を社会に公表しなければならない。

**第十条** インターネット取引プラットフォーム事業者及び自社ウェブサイト、その他のネットサービスを通じて商品を販売又はサービスを提供するインターネット取引事業者の違法行為は、その住所地の県級以上の市場監督管理部門が管轄する。

プラットフォーム内の事業者の違法行為は、その実際の営業地の県級以上の市場監督管理部門が管轄する。インターネット取引事業者の住所地の県級以上の市場監督管理部門が先に違法な手がかりを発見した場合、又は苦情、通報を受けた場合も管轄することができる。

**第十一条** 放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、インターネット等のマスメディアを利用して違法広告を掲載する行為に対して行政処罰を実施し、広告掲載者の住所地の市場監督管理部門が管轄する。広告掲載者の住所地の市場監督管理部門は、他地域の広告主、広告取扱業者を管轄することが困難である場合、広告主、広告取扱業者の違法状況を広告主、広告取扱業者の住所地の市場監督管理部門に移送して処理することができる。

インターネット広告の違法行為について、広告主の住所地、広告取扱業者の住所地の市場監督管理部門が先に違法な手がかりを発見した場合、又は苦情、通報を受けた場合も管轄することができる。

広告主が違法なインターネット広告を自ら掲載する行為に対して行政処罰を実施する場合、広告主の住所地の市場監督管理部門が管轄する。

**第十二条** 当事者の同一の違法行為について 2 以上の市場監督管理部門がいずれも管轄権を有する場合は、先に立件した市場監督管理部門が管轄する。

**第十三条** 2 以上の市場監督管理部門の間で管轄権により紛争が発生した場合、紛争が発生した日から 7 業務日以内に協議して解決しなければならない、協議が調わない場合、共同の直近上級の市場監督管理部門に報告し管轄の指定を仰がなければならない。共同の直近上級の市場監督管理部門が直接管轄を指定することもできる。

**第十四条** 市場監督管理部門は、立件調査した事案が自部門の管轄に属さないことを発見した場合、管轄権を有する市場監督管理部門へ当該事案を移送しなければならない。移送

を受けた市場監督管理部門が管轄権について異議がある場合は、共同の直近上級の市場監督管理部門に報告し管轄の指定を仰がなければならない、自ら移送してはならない。

**第十五条** 上級の市場監督管理部門は、必要と認める場合、自部門が管轄する事案を下級の市場監督管理部門に管轄を引き渡して管轄させることができる。法律、法規、規則により、事案が上級の市場監督管理部門の管轄に属することを明確に定められている場合は、上級の市場監督管理部門は、事案を下級の市場監督管理部門に引き渡してはならない。

上級の市場監督管理部門は、必要と認める場合、下級の市場監督管理部門が管轄する事案を直接調査、処分することができ、下級の市場監督管理部門が管轄する事案を他の下級の市場監督管理部門の管轄に指定することもできる。

下級の市場監督管理部門は、法によりその管轄する事案に特別な理由が存在し、処理することが困難であると判断した場合、直近上級の市場監督管理部門に報告し、その管轄又は管轄の指定を仰ぐことができる。

**第十六条** 直近上級の市場監督管理部門に報告し、その管轄又は管轄の指定を仰ぐ場合、直近上級の市場監督管理部門は、報告資料を受領した日から 7 業務日以内に事案の管轄部門を確定しなければならない。

**第十七条** 市場監督管理部門は、立件調査した事案が他の行政管理部門の管轄に属することを発見した場合、法により速やかに他の関係部門に移送しなければならない。

市場監督管理部門は、犯罪の疑いがある違法行為を発見した場合、速やかに事案を司法機関に移送し、かつ事案に関連する物品及び事案に関連するその他の資料について関連規定に基づき引継手続を行わなければならない。

### 第三章 行政処罰の一般手続

**第十八条** 市場監督管理部門は、監督検査の職権又は苦情、通報、その他部門の移送、上級機関の引渡し等の方法により発見した違法行為の手がかりについて、手がかりを発見し又は資料を受領した日から 15 業務日以内に確認を行い、市場監督管理部門の責任者は、立件するか否かを決定しなければならない。特別な状況では、市場監督管理部門の責任者の許可を得て、15 業務日を延長することができる。法律、法規、規則に別途規定がある場合を除く。

検査、検証、検疫、鑑定及び権利者の識別又は鑑別等に要する時間は、前項に定める期間に算入しない。

**第十九条** 確認を経て、次の各号に掲げる条件に適合する場合は、立件しなければならない。

- (一) 市場管理監督の法律、法規、規則に違反する行為が存在することを疎明する場合
- (二) 市場管理監督の法律、法規、規則により行政処罰を科さなければならない場合
- (三) 自部門の管轄に属する場合

(四) 行政処罰を科す法定期間内である場合

立件を決定した場合、立件審査承認表に記入し、事案処理機関の責任者が行政法執行資格を有する2名以上の事案担当者を指定して調査・処分を担当させなければならない。

**第二十条** 確認を経て、次の各号のいずれかに該当する場合は、立件しないことができる。

(一) 違法行為が軽微で、かつ速やかに是正され、危害の結果をもたらさなかった場合

(二) 初回の法律違反であり、かつ危害の結果が軽微であり、速やかに是正された場合

(三) 当事者が主観的過失のないことを証明するに足る証拠を有する場合。ただし、法律、行政法規に別途規定がある場合を除く。

(四) 法により立件しないことができるその他の事由

立件しないことを決定した場合、不立件審査承認表に記入しなければならない。

**第二十一条** 事案担当者は全面的、客観的、公正、適時に事案の調査を行い、証拠を収集、調取し、かつ法律、法規、規則の定めに基づき検査を行わなければならない。

初めて当事者に証拠を収集し、調取する場合、陳述権、答弁権及び忌避を請求する権利を有することを告知しなければならない。

**第二十二条** 事案担当者は調査又は検査を行う時、2名を下回ってはならず、かつ当事者又は関係者に自ら法執行証明書を提示しなければならない。

**第二十三条** 事案担当者は法により証拠を収集しなければならない。証拠には次の各号に掲げるものが含まれる。

(一) 書証

(二) 物証

(三) 視聴覚資料

(四) 電子データ

(五) 証人の証言

(六) 当事者の陳述

(七) 鑑定意見

(八) 検証調書、現場調書

立件前の確認又は監督検査の過程で法により取得した証拠資料は、事案の証拠として使用することができる。

移送された事案について、移送機関が職権により調査収集した証拠資料は、事案の証拠として使用することができる。

上記の証拠は、法律、法規、規則の証拠に関する定めに適合し、かつ検証を経て事実であることを証明した場合に限り、事案の事実認定の根拠とすることができる。違法な手段で取得した証拠は、事案の事実を認定する根拠としてはならない。

**第二十四条** 収集、調取する書証、物証は原本、原物でなければならない。原本、原物の調査・収集が困難である場合は、複製、コピー又は書き写しを抽出することができ、写真撮影又は原本、原物の外形又は内容を十分に反映する写真、録画を作成することもできる。複

製、コピー又は書き写し及び写真、録画は、証拠提供者が誤りのないことを確認した後、原本、原物と一致することを明記し、かつ証拠提出の日付、証拠の出所を明記するとともに、署名又は押印する。

**第二十五条** 収集、調取した視聴資料は資料に関連する原媒体でなければならない。視聴覚資料の原媒体を調取することが困難である場合、複製を抽出し、かつ製作方法、製作日時、製作者等を明記することができる。音声資料には、当該音声の内容の文字記録を添付しなければならない。

**第二十六条** 収集、調取した電子データは資料に関連する原媒体でなければならない。電子データの原媒体を収集することが困難である場合、複製コピー、分析委託、書面化、写真撮影・録画等の方法で証拠を取り、かつ製作方法、製作日時、製作者等を明記したものを採用することができる。

市場監督管理部門は、インターネット情報システム又は設備を利用して違法行為の証拠を収集し、固定することができる。違法行為の証拠を収集、固定するためのインターネット情報システム又は設備は、関連規定に適合し、収集、固定された電子データの真実性、完全性を保証しなければならない。

市場監督管理部門は、専門知識を有する人員を派遣又は招聘し、事案担当者が事案関連の電子データの調査・証拠収集のための補助とすることができる。

市場監督管理部門は、法律、行政法規の定めにより電子技術監視設備を利用して違法事実を収集、固定する場合、「中華人民共和国行政処罰法」の関連規定により実施する。

**第二十七条** 中華人民共和国の領域外で作成された公文書の書証は、所在国の公証機関の証明を経なければならず、又は中華人民共和国が所在国と締結した関連条約に定める証明手続を履行したものでなければならない。身分関係に関わる証拠は、所在国の公証機関の証明を経なければならず、かつ中華人民共和国が所在国と締結した関連条約に定める証明手続を履行したものでなければならない。

中華人民共和国香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地域で作成された証拠は、関連する証明手続を履行しなければならない。

外国語書証又は外国語視聴覚資料等の証拠には、翻訳資格を有する機関が翻訳し又はその他の翻訳の正確な中国語翻訳を添付し、翻訳機関が押印し又は翻訳者が署名したものでなければならない。

**第二十八条** 違法の疑いがある物品又は場所を検査する時は、当事者に出席するよう通知しなければならない。事案担当者は現場調書を作成し、時間、場所、事件等の内容を記載し、事案担当者、当事者が署名又は押印しなければならない。

**第二十九条** 事案担当者は、当事者及びその他の関連組織と個人に尋問することができる。尋問は個別に行わなければならない。尋問では調書を作成し、尋問調書は、被尋問者に確認しなければならない。被尋問者が読むことが困難である場合、事案担当者が代わりにそれを読み上げなければならない。調書に誤り、遺漏がある場合、訂正又は補充を許可しなけ

ればならない。訂正する部分には、被尋問者が署名、押印又はその他の方法で確認しなければならぬ。誤りがないことを確認した後、被尋問者は調書に1頁ずつ署名、押印又はその他の方法で確認する。事案担当者は調書に署名しなければならぬ。

**第三十条** 事案担当者は、当事者及びその他の関係機関及び個人に対し、一定の期間内に証明資料又は違法行為の疑いに関するその他の資料を提供し、かつ資料提供者が関係資料に署名又は押印するよう求めることができる。

市場監督管理部門は、権利侵害偽造等の事案を調査、処分する過程において、権利者に対し関連製品が権利者の生産したものであるか、又はその生産を許諾した製品であるかを識別するよう求めることができ、関連事項を識別するよう求めることもできる。

**第三十一条** 市場監督管理部門は、サンプル抽出して証拠を取る場合、当事者に出席するよう通知しなければならぬ。事案担当者はサンプル抽出記録を作成し、サンプルにシールを貼り、リストを作成し、事案担当者、当事者がシールと関連記録に署名又は押印しなければならぬ。

インターネット、電話購入等の方法でサンプル抽出して証拠を取る場合、写真撮影、スクリーンショット、録音、録画等の方法で、取引過程、商品の包装検査及びシール等の過程を記録しなければならぬ。

法律、法規、規則又は国の関連規定がサンプリング機関の実施資格又はサンプル抽出方法に対して明確な要求がある場合、市場監督管理部門は、関係機関に委託し、又は規定の方法に従ってサンプルを抽出しなければならぬ。

**第三十二条** 事案の状況を究明するため、事案での専門事項に対して検査、検証、検疫、鑑定を行う必要がある場合、市場監督管理部門は、法定資格を有する機関に委託して行わなければならぬ。法定資格を有する機関がない場合は、他の条件を備えた機関に委託することができる。検査、検証、検疫、鑑定の結果は当事者に告知しなければならぬ。

**第三十三条** 証拠が滅失する可能性があり、又は今後取得することが困難である場合、市場監督管理部門は、違法行為の疑いがある証拠について先行登録保存措置を講じることができる。先行登録保存措置の採用又は解除は、市場監督管理部門の責任者の承認を経なければならぬ。

緊急な状況で、その場で先行登録保存措置を講じる必要がある場合、事案担当者は、24時間以内に市場監督管理部門の責任者に報告し、かつ承認手続を後から行わなければならぬ。市場監督管理部門の責任者は、先行登録保存措置を講じるべきでないと判断した場合、直ちに解除しなければならぬ。

**第三十四条** 先行登録保存の関連証拠は、その場で数を点検してリストを作成し、当事者と事案担当者が署名又は押印し、当事者に一部を交付し、かつその場で先行登録保存証拠通知書を交付しなければならぬ。

先行登録保存期間に、当事者又は関係者は証拠を毀損、廃棄又は移動してはならぬ。

**第三十五条** 先行登録保存の証拠については、7 業務日以内に次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(一) 状況に応じて記録、複製、写真撮影、録画等の証拠保全措置を速やかに講じる。

(二) 検査、検証、検疫、鑑定が必要な場合、検査、検証、検疫、鑑定を手配する。

(三) 関連法律、法規の定めにより差押え、押収等の行政強制措置を講じることができる場合、行政強制措置を講じる決定を下す。

(四) 違法事実が成立し、没収しなければならない場合、行政処罰の決定を下し、違法物品を没収する。

(五) 違法事実が成立せず、又は違法事実が成立したが法により差押え、押収又は没収してはならない場合に、先行登録保存措置を解除する決定を下す。

期間を徒過しても関連措置を講じなかった場合、先行登録保存措置は自動的に解除される。

**第三十六条** 市場監督管理部門は、法律、法規の定めに基づき、差押え、押収等の行政強制措置を講じることができる。行政強制措置の採用又は解除は、市場監督管理部門の責任者の承認を経なければならない。

緊急な状況で、その場で行政強制措置を講じる必要がある場合、事案担当者は、24 時間以内に市場監督管理部門の責任者に報告し、かつ承認手続を後から行わなければならない。市場監督管理部門の責任者が行政強制措置を講じるべきでないと判断した場合、直ちに解除しなければならない。

**第三十七条** 市場監督管理部門が実施する行政強制措置は、「中華人民共和国行政強制法」に定める手続に従い実施し、その場で行政強制措置実施決定書とリストを交付しなければならない。

**第三十八条** 差押え、押収の期間は 30 日を超えてはならない。状況が複雑な場合、市場監督管理部門の責任者の許可を得て、延長することができるが、延長期間は 30 日を超えてはならない。法律、行政法規に別途規定がある場合を除く。

差押え、押収の決定は、書面により速やかに当事者に告知し、かつ理由を説明しなければならない。

物品に対して検査、検証、検疫、鑑定を行う必要がある場合、差押え、押収の期間は検査、検証、検疫、鑑定の期間を含まない。検査、検証、検疫、鑑定の期間を明確にし、かつ書面により当事者に告知しなければならない。

**第三十九条** 当事者が寄託した物品を押収する場合、押収協力通知書を作成し、関連組織に協力を通知し、かつ書面により当事者に告知しなければならない。

**第四十条** 当事者の家に保管又は寄託されている違法の疑いのある物品について、押収を必要とする場合、当事者に取出しを命じる。当事者が取出しを拒否した場合は、現地の関係部門又は機関と共同でこれを取り出し、かつ差押え手続を行わなければならない。

**第四十一条** 差押え、押収の場所、施設又は財産は適切に保管しなければならない、使用し、又は毀損してはならない。市場監督管理部門は第三者に保管を委託することができ、第三者は毀損又は無断で移動、処分してはならない。

差押えの場所、施設又は財産には、市場監督管理部門の封印紙を貼付しなければならない、いかなる者も無断で使用してはならない。

法律、法規に別途規定がある場合を除き、容易に毀損、滅失、変質し、保管が困難な又は保管費用が過度に高い、季節性商品等の長期保存に適さない物品は、財産没収処分を確定する前に、権利者の同意又は申立を得て、かつ市場監督管理部門の責任者の承認を経て、関連措置を講じて証拠を保存した後、法により先行して処分することができる。権利者が不明確な場合は、法により公示することができ、公示期間満了後も権利者の同意又は申立がない場合は、法により先行して処分することができる。先行処理による所得金は係争現金として管理する。

**第四十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、市場監督管理部門は、適時に差押え、押収を解除する決定を下さなければならない。

- (一) 当事者に違法行為がない場合
- (二) 差押え、押収の場所、施設又は財産が違法行為と関係がない場合
- (三) 違法行為に対してすでに処理決定がなされ、差押え、押収の必要がなくなった場合
- (四) 差押え、押収の期間が満了した場合
- (五) 差押え、押収の措置を講じる必要がなくなったその他の事由

差押え、押収を解除する場合は、適時に財産を返還し、かつ事案担当者と当事者が財産明細書に署名又は押印しなければならない。市場監督管理部門は、すでに財産を法により先行処分し、かつ所得金がある場合、所得金を返還しなければならない。先行処理が著しく不当で、当事者に損失をもたらした場合、補償を与えなければならない。

当事者が所在不明、又は関連物品の所有者を特定できない場合、本規定第八十二条第(五)号に定める公示の送達方法により受領を通知しなければならない。公示期間が満了してもなお受領者がいない場合は、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、関連物品を納付し、又は法により競売した後、所得金を国庫に納付する。

**第四十三条** 事案担当者が調査・証拠収集の過程において、当事者に通知することができず、当事者がせず、又は調査を受けることを拒否し、当事者が署名、押印又はその他の方法で確認することを拒否した場合、事案担当者は調書又はその他の資料に状況を明記し、かつ録音、録画等の方法で記録しなければならない、必要な場合は関係者を証人として招くことができる。

**第四十四条** 現場検査を行い、当事者並びにその他の関係機関及び個人に尋問し、サンプル抽出して証拠を取り、先行登録保存措置を講じ、差押え又は差押え等の行政強制措置を講じる場合、関連規定に従い写真撮影、録音、録画等の方法を用いて現場の状況を記録する。



**第四十五条** 市場監督管理部門は、行政処罰事案を処理する場合において、関係機関又はその他の市場監督管理部門が調査・証拠収集に協力する必要があるときは、調査協力書を発行しなければならない。

調査協力書を受け取った市場監督管理部門は、自部門の職権範囲に属する協力事項に対して協力し、調査協力書を受け取った日から15業務日以内に関連業務を完了しなければならない。完了に延期が必要な場合、期間満了前に、協力調査請求を提出した市場監督管理部門に通知しなければならない。

**第四十六条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、事案の調査を中止する。

(一) 行政処罰の決定は関連事案の裁定結果又はその他の行政決定を根拠としなければならないが、関連事案の審理が終了しておらず、又はその他の行政決定がまだ下されていない場合

(二) 法律の適用等の問題に関連し、権限のある機関に解釈又は確認を要請する必要がある場合

(三) 不可抗力により事案が一時的に調査不能となった場合

(四) 当事者の所在が不明であるため、事案が一時的に調査不能となった場合

(五) 調査を中止すべきその他の事由

調査を中止した原因が解消した後、直ちに事案の調査を再開しなければならない。

**第四十七条** 被疑侵害の自然人が死亡し、又は法人、その他の組織が終了し、かつ権利義務を承継する者がいない等の原因により、事案の調査を継続して行うことができない場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、事案の調査を終了する。

**第四十八条** 事案の調査が終了した場合、事案処理機関は、調査終了報告書を作成しなければならない。事案調査終了報告書には次の各号に掲げる内容を含む。

(一) 当事者の基本的な状況

(二) 事案の出所、調査の経過及び行政強制措置を講じた状況

(三) 調査認定の事実及び主な証拠

(四) 違法行為の性質

(五) 処理意見及び根拠

(六) 自由裁量の理由等その他説明を要する事項

**第四十九条** 事案処理機関は、調査終了報告書を事案資料とともに、市場監督管理部門の審査機関に提出して審査を受けなければならない。

審査は法制審査と事案審査に分けられる。

事案担当者を審査員とすることはできない。

**第五十条** 次の各号に掲げる情状が複雑な又は重大な違法行為に対して行政処罰を科す事案については、市場監督管理部門の責任者が行政処罰の決定を下す前に、行政処罰決定の

法制審査に従事する人員が法制審査を行わなければならない。法制審査又は審査を通過していない場合、決定を下してはならない。

- (一) 重大な公共利益に係る場合
- (二) 当事者又は第三者の重大な権益に直接関係し、公聴手続を経た場合
- (三) 事案の状況が難解かつ複雑で、適用し得る法律が複数存在する場合
- (四) 法律、法規の定めにより法制審査を行わなければならないその他の事由

前の第(二)号に定める事案については、公聴手続が終了した後、法制審査を行う。

県級以上の市場監督管理部門は、第一項の法制審査事案の範囲について具体的に規定することができる。

**第五十一条** 法制審査は、市場監督管理部門の法制機関又はその他の機関が実施を担当する。

市場監督管理部門で初めて行政処罰決定の法制審査に従事する担当者は、国家統一法律職業資格試験に合格した法律職業資格の取得者でなければならない。

**第五十二条** 本規定第五十条第一項に定める以外に普通手続を適用する事案については、事案審査を行わなければならない。

事案審査は、市場監督管理部門の事案処理機関又はその他の機関が実施を担当する。

市場監督管理部門の出先機関が自身の名義で行政処罰を実施する事案は、出先機関が事案審査を担当する。

**第五十三条** 事案審査には主に次の各号に掲げる内容を含む。

- (一) 管轄権を有するか否か
- (二) 当事者の基本的な状況が明確であるか否か
- (三) 事案の事実が明確であるか否か、証拠が十分か否か
- (四) 定性的に正確か否か
- (五) 適用根拠が正しいか否か
- (六) 手続が合法か否か
- (七) 処理が適切か否か

**第五十四条** 審査機関は、事案を審査し、異なる状況を区別して書面により意見と提案を提出する。

(一) 事実が明確で、証拠が十分で、定性的に正確で、適用根拠が正確で、手続が合法で、事案処理が適切である場合、事案処理の意見に同意する。

(二) 定性的に不正確で、適用根拠に誤りがあり、手続が非合法、事案処理が不適切である場合、是正を提案する。

(三) 事実が明確でなく、証拠が不十分な事案について、補充調査を提案する。

(四) 提出する必要があると思われるその他の意見及び提案

**第五十五条** 審査機関は、審査資料を受領した日から10業務日以内に審査を完了しなければならない。特別な状況の場合、市場監督管理部門の責任者の許可を得て延長することができる。

**第五十六条** 審査機関が審査を完了して事案資料を返却した後、行政処罰を科そうとする事案について、事案処理機関は、事案資料、行政処罰の提案及び審査意見を市場監督管理部門の責任者に報告し承認を受け、かつ法により告知等の手続を履行しなければならない。その他の行政処理の実施を提案する事案について、事案処理機関は事案資料、審査意見を市場監督管理部門責任者に報告し審査決定を受けなければならない。

**第五十七条** 行政処罰を科そうとする事案について、市場監督管理部門は行政処罰の決定を下す前に、当事者に科そうとする行政処罰の内容及び事実、理由、根拠を書面により告知し、かつ当事者が法により陳述権、答弁権を有することを告知しなければならない。科そうとする行政処罰が公聴の範囲に属する場合は、さらに当事者に公聴を要請する権利があることを告知しなければならない。法律、法規の定めにより、行政処罰の決定が下される前に当事者に過収した金額の返還を命じる必要がある場合は、併せて返還を命じる予定の金額を告知する。

当事者が告知書の送達日から5業務日以内に陳述、答弁の権利を行使せず、公聴を求めなかった場合、当該権利を放棄したものとみなす。

**第五十八条** 市場監督管理部門は、当事者に科そうとする行政処罰の決定を告知した後、当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由及び証拠を審査しなければならない。当事者が提出した事実、理由又は証拠が成立した場合、市場監督管理部門は、これを採用しなければならず、当事者が陳述、答弁又は公聴を要請することを理由に、さらに重い行政処罰を科してはならない。

**第五十九条** 法律、法規が当事者に過収した金額の返還を命じることを要求する場合、市場監督管理部門は、当事者の意見を聴取してから行政処罰の決定を下す前に、当事者に返還命令通知書を発行し、当事者に期間を定めて返還を命じなければならない。過払いをした消費者又は他の事業者の調査が困難である場合、公告調査を命じる。

**第六十条** 市場監督管理部門の責任者は、事案調査終了報告、審査意見、当事者陳述と答弁又は公聴報告等について審査を行い、状況に応じて、それぞれ次の各号に掲げる決定を下す。

(一) 法により行政処罰を科すべき違法行為があることが明らかな場合、情状の軽重及び具体的状況に基づき、行政処罰の決定を下す。

(二) 違法行為があったが、法により行政処罰を実施しない状況がある場合、行政処罰を実施しない。

(三) 違法事実が成立しない場合、行政処罰を実施しない。

(四) 市場監督管理部門の管轄に属さない場合、他の行政管理部門に移送して処理する。

(五) 違法行為に犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送する。

本規定第五十条第一項に定める事案について、行政処罰を科そうとする場合、市場監督管理部門の責任者が集団で議論して決定しなければならない。

**第六十一条** 当事者の違法行為に対して法により行政処罰を実施しない場合、市場監督管理部門は、当事者に対して教育を施さなければならない。

**第六十二条** 市場監督管理部門は、行政処罰決定を下す場合、行政処罰決定書を作成し、かつ自部門の印章を押印しなければならない。行政処罰決定書には次の各号に掲げる内容を含む。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所等の基本的な状況
- (二) 法律、法規、規則に違反した事実と証拠
- (三) 当事者陳述、答弁の採用状況及び理由
- (四) 行政処罰の内容と根拠
- (五) 行政処罰の履行方法と期間
- (六) 行政不服申立、行政訴訟提起を行う方法と期間
- (七) 行政処罰決定を下した市場監督管理部門の名称と決定を下した日付

**第六十三条** 市場監督管理部門が下した一定の社会的影響を有する行政処罰の決定は、関連規定に従い社会に公開しなければならない。

公開された行政処罰決定が法により変更、取消、違法確認又は無効確認がなされた場合、市場監督管理部門は 3 業務日以内に行政処罰決定情報を撤回し、かつ理由を公開しなければならない。

**第六十四条** 一般手続を適用して処理する事案は立件の日から 90 日以内に処理決定を下さなければならない。事案の事情が複雑で又はその他の原因により、規定の期間内に処理決定を下すことができない場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、30 日延長することができる。事案の状況が特に複雑で又はその他の特別な状況があり、延期しても処理決定を下すことができない場合、市場監督管理部門の責任者が集団で検討し、延期を継続するか否かを決定しなければならない。延期を継続することを決定する場合、同時に延長の合理的な期間を確定しなければならない。

事案処理過程において、中止、公聴、公告及び検査、検証、検疫、鑑定、権利者の識別又は鑑別、過収した金額の返還命令等の期間は、前項に定める事案処理期間に算入しない。

**第六十五条** 重大な伝染病等の突発事象の発生にあたり、突発事象が引き起こした社会的危害を制御、軽減、除去するため、市場監督管理部門は突発事象対応措置に違反する行為に対して、法により迅速に重い処罰を科す。

#### 第四章 行政処罰の簡易手続

**第六十六条** 違法事実が確実であり、かつ法定根拠を有する場合、自然人に対して二百元以下、法人又はその他の組織に対して三千元以下の科料又は警告の行政処罰を科す場合、その場で行政処罰の決定を下すことができる。法律に別途規定がある場合は、その規定に従う。

**第六十七条** 簡易手続を適用してその場で違法行為を調査、処分する場合、事案担当者は、当事者に法執行証明書を提示し、その場で違法事実を調査し、必要な証拠を収集し、所定の書式、番号を付した行政処罰決定書を作成しなければならない。

行政処罰決定書は、事案担当者が署名又は押印し、かつその場で当事者に交付しなければならない。当事者が署名受領を拒否した場合は、行政処罰決定書に明記しなければならない。

**第六十八条** その場で作成した行政処罰決定書には当事者の基本的な状況、違法行為、行政処罰の根拠、処罰の種類、科料金額、納付方法と期間、救済手段と期間、部門の名称、時間、場所を明記し、かつ市場監督管理部門の印章を押印しなければならない。

**第六十九条** 事案担当者は、行政処罰決定が下される前に、科そうとする行政処罰の内容及び事実、理由、根拠を当事者に通知し、かつ当事者に陳述権、答弁権を有することを告知しなければならない。当事者が陳述及び答弁を行う場合、事案担当者は調書に記入しなければならない。

**第七十条** 簡易手続を適用して事案の関連資料を調査、処分する場合、事案担当者は、行政処罰決定の日から7業務日以内に、所在の市場監督管理部門に提出し、記録し、保存しなければならない。

## 第五章 執行と結審

**第七十一条** 行政処罰が法により決定された後、当事者は行政処罰決定書に記載された期間内に履行しなければならない。

当事者が行政処罰の決定に対して不服を申し立て、又は行政訴訟を提起した場合、行政処罰は執行を停止しない。法律に別途規定がある場合を除く。

**第七十二条** 市場監督管理部門が当事者に対して科料、違法所得の没収の行政処罰を実施した場合、当事者は、行政処罰決定書を受領した日から15日以内に、指定銀行又は電子支払システムを通じて没収額を納付しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合、事案担当者はその場で科料を徴収することができる。

(一) その場で百元以下の科料を科す場合

(二) その場で自然人に対して二百元以下、法人又はその他の組織に対して三千元以下の科料を科し、その場で徴収しなければ事後の執行が困難となる場合。

(三) 辺境、水上、交通が不便な地域において、当事者が指定銀行又は電子決済システムに科料を納付することが困難であることが確実であり、当事者が申し出た場合

事案担当者がその場で過料を徴収する場合、当事者に国务院財政部門又は省、自治区、直轄市財政部門が統一して作成、発行する専用の領収書を発行しなければならない。

**第七十三条** 事案処理責任者がその場で徴収した過料は、科料を徴収した日から 2 業務日以内に所在の市場監督管理部門に納付しなければならない。水上にてその場で徴収した科料は、着岸日から 2 業務日以内に所在の市場監督管理部門に納付しなければならない。市場監督管理部門は 2 業務日以内に科料を指定銀行に納付しなければならない。

**第七十四条** 当事者が明らかに経済的困難な状況にあり、科料の納付を延期又は分納する必要がある場合、書面により申し立てなければならない。市場監督管理部門の責任者の承認を経て、当事者が科料の納付を猶予又は分割することに同意した場合、市場監督管理部門は当事者に猶予又は分割の期間を書面により告知しなければならない。

**第七十五条** 当事者が期間を徒過しても科料を納付しない場合、市場監督管理部門は、科料の金額に日歩 3% を加算して科すことができるが、加算額は科料の金額を超えてはならない。

**第七十六条** 当事者が法定期間内に行政不服申立をせず、又は行政訴訟を提起せず、行政処罰決定も履行せず、かつ催告書を受領してから 10 業務日を経過しても行政処罰決定を履行しない場合、市場監督管理部門は期間満了日から 3 か月以内に法により人民法院に強制執行を申し立てることができる。

市場監督管理部門が科料の延期、分割納付を承認した場合、人民法院に強制執行を申し立てる期間は、科料の延期又は分割納付の期間が終了した日から計算する。

**第七十七条** 一般手続に適用する事案が次のいずれかに該当する場合、事案処理機関は、15 業務日以内に結審の審査承認表に記入し、市場監督管理部門の責任者の承認を経た後、結審しなければならない。

- (一) 行政処罰決定の執行が完了した場合
- (二) 人民法院が執行の終了を裁定した場合
- (三) 事案の調査を終了した場合
- (四) 本規定第六十条第一項第(二)号から第(五)号までの決定を下した場合
- (五) 結審すべきその他の事由

**第七十八条** 結審後、事案担当者は事案資料を記録管理の関連規定に基づきファイルに保存しなければならない。事案ファイルは、一件の事案に一つのファイルを作成し、資料がすべて揃い、規則に従い整然としていなければならない。

事案ファイルは、正ファイルと副ファイルに分けることができる。正ファイルは次の各号に掲げる順序で保存する。

- (一) 立件審査承認表
- (二) 行政処罰決定書及び送達証明書
- (三) 当事者に対して作成したその他の法律文書及び送達証明書
- (四) 証拠資料
- (五) 公聴調書
- (六) 財産処理伝票

(七) その他の関連資料

副ファイルは次の各号に掲げる順序で保存する。

- (一) 事案発生源の資料
- (二) 調査終了報告書
- (三) 審査意見
- (四) 公聴報告書
- (五) 結審審査承認表
- (六) その他の関連資料

事案ファイルの保管と閲覧は、記録管理の関連規定に基づき実行する。

**第七十九条** 市場監督管理部門は法により文字、音響映像等の形式により、行政処罰の起動、調査・証拠収集、審査、決定、送達、執行等について全過程の記録を行い、本規定第七十八条の定めにより保存しなければならない。

## 第六章 期間、送達

**第八十条** 期間は時、日、月で計算し、期間開始の時又は日は算入しない。期間に文書送付の所要時間は含まない。期間満了の最終日が法定の休祝日である場合、法定の休祝日後の初日を期間満了の日とする。

**第八十一条** 市場監督管理部門は行政処罰決定書を送達する場合、宣告後その場で当事者に交付しなければならない。当事者が立ち会わない場合、7業務日以内に本規定八十二条、第八十三条の定めに従い、行政処罰決定書を当事者に送達しなければならない。

**第八十二条** 市場監督管理部門による法執行文書の送達は、次の各号に掲げる方法に従い行わなければならない。

(一) 直接送達する場合、受送達者が送達証明書に受領日を明記し、署名又は押印し、受送達者が送達証明書に明記した署名日を送達日とする。受送達者が自然人である場合、本人不在の場合は同居の成人家族が署名し受領する。受送達者が法人又はその他の組織である場合、法人の法定代表者、その他の組織の主要責任者又は当該法人又はその他の組織の受送担当者が署名し受領しなければならない。受送達者に代理人がいる場合は、その代理人に送付し、代理人が署名し受領することができる。受送達者が市場監督管理部門に代理受領者を指定した場合、代理受領者に送付し、代理受領者が署名し受領する。受送達者の同居成年家族、法人又はその他の組織の受送担当者、代理人又は代理受領者が送達証明書に署名し受領した日を送達日とする。

(二) 受送達者又はその同居成年家族が署名を拒否した場合、市場監督管理部門は関連する末端組織又は所在事業体の代表の立会を請い、状況を説明し、送達証明書に受領拒否事由と日付を記載し、受送達者、立会人が署名又はその他の方法で確認し、法執行文書を受送達

者の住所地に置くことができ、また法執行文書を受送達者の住所地に置き、写真撮影、録画等の方法で送達過程を記録することで、送達とみなすことができる。

(三) 受送達者が同意し、かつ送達住所確認書を締結した場合、携帯電話のショートメッセージ、ファクシミリ、電子メール、インスタント通信アカウント等の受領確認ができる電磁的方法を用いて法執行文書を送達することができる。市場監督管理部門は写真撮影、スクリーンショット、録音、録画等の方法により記録しなければならない、携帯電話のショートメッセージ、ファクシミリ、電子メール、インスタント通信情報等が受送達者の特定システムに到着した日を送達日とする。

(四) 直接送達が困難である場合、郵送送達又は現地市場監督管理部門に委託し、他の部門に転送して代理送達することができる。郵送送達した場合、配達証明書に明記された受領日を送達日とする。委託、気付で送達する場合、受送達者が署名し受領した日を送達日とする。

(五) 受送達者が行方不明又は上記の方法で送達できない場合は、市場監督管理部門の公示欄及び受送達者の住所地に公示を掲示することができ、新聞又は市場監督管理部門のポータルサイト等に公示を掲示することもできる。公示が掲載された日から60日を経過した場合、送達されたものとみなす。公示送達には、事案資料に原因と経過を明記しなければならない。市場監督管理部門の公示欄と受送達者の住所地に公示を掲示する場合、写真撮影、録画等の方法で掲示過程を記録しなければならない。

**第八十三条** 市場監督管理部門は受送達者に送達住所確認書の署名を求めることができ、受送達者が確認した住所に送達すれば、送達とみなす。受送達者の送達住所に変更が生じた場合、市場監督管理部門に書面により速やかに通知しなければならない。速やかに通知しなかった場合、市場監督管理部門は元の住所に送達することで、法により送達したものとみなす。

受送達者が提供した送達住所が不正確であり、送達住所の変更が市場監督管理部門に書面により通知されなかったことにより、法執行文書が受送達者に実際に受領されなかった場合において、直接送達されたときは、法執行文書が当該住所地に置いた日を送達日とする。郵送で送達された場合は、法執行文書が返送された日を送達日とする。

## 第七章 附則

**第八十四条** 本規定における「以上」「以下」「以内」はすべて当該数を含む。

**第八十五条** 国務院薬品監督管理部門及び省級薬品監督管理部門が行政処罰を実施する場合、本規定を適用する。

法律、法規により市場監督管理職能を授権され履行する組織が行政処罰を実施する場合、本規定を適用する。



「中華人民共和国独占禁止法」で違反に該当するとされた行為に対する行政処罰の実施手続は、国務院市場監督管理部門の特別規定に基づき実施する。特別規定が定められていない場合は、本規定を参照して実施する。

**第八十六条** 行政処罰文書の書式見本は、国務院市場監督管理部門が統一して制定する。各省級市場監督管理部門は、文書の書式見本を参照し、当該行政地域に適用する行政処罰文書の書式を制定して自ら印刷することができる。

**第八十七条** 本規定は2019年4月1日より施行する。1996年9月18日旧国家技術監督局令第45号により公布した「技術監督行政処罰委託実施弁法」、2001年4月9日旧国家品質技術監督局令第16号により公布した「品質技術監督押収物管理・処置弁法」、2007年9月4日旧国家工商行政管理総局令第28号により公布した「工商行政管理機関の行政処罰手続規定」、2011年3月2日旧国家品質監督検査検疫総局令第137号により公布した「品質技術監督行政処罰手続規定」、2011年3月2日旧国家品質監督検査検疫総局令第138号により公布した「品質技術監督行政処罰事案審理規定」、2014年4月28日旧国家食品薬品監督管理総局令第3号により公布した「食品医薬品行政処罰手続規定」は同時に廃止する。

出所：中華人民共和国中央人民政府HP

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content\\_5639835.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5639835.htm)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。